

09年2月の研修の質問内容&要望

1. デジタル万引きの対応。 捕捉しても良いですか？ デジタル万引きは窃盗罪ですか？

デジタル万引きとは、書店やコンビニエンスストアなどの店舗に陳列されている書籍・雑誌の内容をデジタルカメラで撮影し、商品を購入することなく、商品に記載された情報のみを取得する行為を意味し、主にそれらの行為を問題視する立場から使用される言葉です。店舗に陳列されている商品から情報のみを取得する行為を、商品自体を盗む行為である「万引き」に見立てた造語です。

質問の「デジタル万引(本の欲しい部分だけ携帯の写真に撮って持ち帰る行為)」は、現在、明確な司法判断がありません。これは私的使用目的の範囲内で著作物を複製する場合には、例外的に著作権が制限され、著作権者は複製を禁止できないからです。(著作権法 30条 1項)。もっとも、店舗内は私有地であって店側は客の本の取扱いについて管理権を有するため、私有地内での書籍・雑誌の取扱いに制約を課すことは、たとえ、その撮影が著作権法上適法であったとしても、制約する方法が管理権者としての権限行使の範囲内であるかぎり店側の自由です。自店内での立ち読みやその他迷惑行為と同じように、デジタル万引きと定義される行為を任意に禁止でき、違反した利用者に立ち入り制限を課すことも自由です。

2. 万引きグループで、商品を盗んだ子供は逃走した場合、商品も持っていない仲間の一人を捕まえることが可能か？

「万引きは現行犯でしか捕まらない」ということが定説になっているようですが、そんなことはありません。「捕まえることが難しい」ことはそのとおりですが、法律上「捕まえることができない」というわけではありません。防犯カメラ映像に万引きの現場が映っていた場合などの情報があれば次回来店したときに任意に事情を聴くことが出来ますし、警察でも他の証拠を調べ、犯人を特定できれば検挙することも可能になります。

しかし、一般人が万引犯人を逮捕できるのは現行犯逮捕に限られています。現行犯逮捕の場合は、犯罪の実行が明らかで、誤認逮捕の危険性が無いので、法は一般人が逮捕状なしに逮捕することを認めています。ですから、後日、万引犯人が来店したときも、一般人が許されるのは一切の強制手段を用いることなく、その犯人を呼びとめ、相手の自由意志として事務所等に案内し事業を聴き、警察に通報するくらいです。犯人の手首を掴むなど強制的に手を下して、その犯人を警察に突き出すことは逮捕にあたるのでできません。

<用語説明>

共犯(きょうはん)とは、正犯に対置される概念であり、複数人が同一の犯罪に関与する形態をいう。

幫助犯(ほうじょ)は、狭義の共犯の一種である。刑法にいて、実行行為以外の行為で正犯の実行行為を容易にする行為一般を指す。幫助行為を行った者が、刑法 62 条 1 項で従犯(幫助犯)とされる。

3. 万引きをしているシーンのカメラ画像に証拠能力があるのか？

デジタルデータで構成されているわけですから、データに加工をくわえることは容易です。しかも、加工した事実が検証できない、逆に言えば元のデータを改変していない事実を立証できないのです。現在のところ、データを改変できないようにすることが非常に難しいということです。ですから、裁判ではデジタルカメラの画像は、証拠能力を否定されることが多いのです。

その点、フィルムの写真は、加工が難しく、例え加工したとしてもネガを元に検証できるため、証拠能力・証明力が高いと言われていました。

将来的には、改変不可能なデジタルデータ保存媒体が普及するか、又は、電子署名等の技術を利用して原本性を保証する技術が簡単に利用できるようになれば、証拠として利用されるでしょう。

但し、デジタルカメラの画像が全く証拠として使われていないかということ、実際には結構使われています。例えば、ある日の特定の時刻に、Aという人物がどこそこにいたかどうかということが問題となる場合、たまたま第三者Bがデジタルカメラで撮影した画像にAが写りこんでいて、Bのデジタルカメラにそのデータが保存されていた場合、デジタル画像だからと言って証拠にならないことはないと思われます。要は、改ざんのおそれがないことが確かであると言えれば、デジタル画像でも証拠能力を有すると言えるでしょう。

4. エコバッグを導入したら万引きがその分だけ増加したが、良い対策方法は？

資源を大量に捨てる現代社会。地球環境や自然破壊など環境問題の大きな原因にもなっています。物を減らす「リデュース」、なんでも使う「リユース」、再生させて使う「リサイクル」に向けて、小売業界はエコバッグを利用した万引きが懸念されています。来店客に対してエコバッグの使用方法を周知し、一定のルールづくりについて、理解を得ましょう。

店内でエコバッグを広げ、手に持って買い物している来店客がいたら

声 かけ

申しわけございませんが、当店の専用カゴをご利用ください。
エコバッグはレジを通過後にご利用ください。

店内放送

当店はエコバッグ使用のお客様にお願い申し上げます。
お客様が安心して楽しいお買い物をしていただけますよう、お買い物中は当店専用カゴをご使用され、エコバッグはレジを通過後にご使用いただくようお願い申し上げます。

下記のPOPは「エコバッグのマナーを促す店内POPの参考例」です。

まずは店内のエコバッグの使用ルールを明確にしましょう。地区の商店街や業界で取り組んでいただくようお願いします。



5. 万引き少年は学校へ通報して良いか。他社はどうされているのか？
6. その学校の生徒の万引きが多い場合に、その学校に相談しても良いのか？
7. 減らない万引きを教育でなんとか出来ないのか。店舗のできることは限りがあるので…

まずは、【警察への万引全件届出】が基本になります。警察・検察庁・裁判所・児童相談等の司法システムの各段階で、訓戒・注意等感銘力のある措置を講じることによって規範意識を情勢し、将来的な再犯を防止することで、真の犯罪者を生まないことが大切です。学校側に対しては、万引きした少年の個人名を伝えるのではなく、在校生による万引き事案があったことと警察に連絡した旨をお知らせします。

学校側の要請により、小売店の経営者や店長が授業の一環として「万引きがお店や地域に及ぼす影響」をお話するケースもあります。警察・学校・店舗の関係者が打合せを行い、万引きをさせない環境づくりの推進をお願いします。

下記の万引き防止宣言は、福山市で採択されたものです。このような動きが各地に広がっていくことを切望しております。

<http://www.edu.city.fukuyama.hiroshima.jp/gakkokyoiku/juten/manbikiboushi/manbikiboushi.htm>

地域社会との絆について

福山北警察署管内少年補導共助員連絡協議会

万引き防止宣言

「少年非行」、「少年犯罪」という言葉をよく耳にします。そのとき感じるのは、「よその出来事」という思いです。でも、現実には、私たちの町でも、少年が、窃盗事件や傷害事件など、色々な非行を犯しています。その中で、少年が最も多く犯している非行は「万引き」です。何故、万引きするのでしょうか。「万引きは犯罪でドロボー」とうことはわかっているはずですが、でも、「欲しい」という誘惑、「お小遣いを減らしたくない」という身勝手な思い、「誰も見ていない、盗れそうだ」という安易な気持ち、に負けて、万引きを犯してしまう人が多いのだと思います。そして、少年の万引きは一人でするより複数でするほうが多いそうです。一人一人の弱くて、身勝手で、安易な気持ちが複数集って、大胆で悪質な万引き事件を起こしているのです。何故、「やってはいけないことはやらない」という基本のルールを守れないのでしょうか。何故、「やめよう」と言えないのでしょうか。少年非行を無くすためには、まず、私たち少年が「非行を犯さない」という気持ちを強く持たなければいけません。大人の方々は、私たち少年を取り巻く環境を良くして、私たちの「非行を犯さない」という気持ちを支えてください。お店の方々は、声かけやレイアウトを工夫して、私たちの「万引きをしない」という気持ちを支えてください。

私たち少年は、家庭で、人を思いやる心を育みたいと思います。学校で、競い合い、助け合う心を育みたいと思います。地域で、互いに支え合う心を育みたいと思います。そして、人と人の絆を感じながら、「やって良いこと、やって悪いこと」をきちんと判断できる人間、自分の行動に責任を持てる人間になりたいと思います。

平成20年11月29日 福山市立神辺中学校2年の生徒が作成

1

出典 <http://www.edu.city.fukuyama.hiroshima.jp/gakkokyoiku/juten/manbikiboushi/manbikiboushi.htm>

8. 民事請求をやっている企業さんがあると聞いたが、実例を教えてください。

名古屋に本社がある(株)三洋堂書店では2005年8月より「万引き犯に人件費を実費請求」し、ロス率を順調に減らされています。

昨年よりこの考えが広がっており、実施されている会社は確実にロス率の低下を見ています。加藤社長様のご了解を得て、内部資料も公開いただきましたので、考え方及びやり方を参考にさせていただきたいと考えます。加藤社長は「万引すると必ず警察に通報されるとともに、経費が実費請求されるのが「日本の常識」になれば、安易な万引に対して社会的な警句を鳴らすことになるはずだ。」と主張されています。

公開いただいたのは次の資料です。

- ・加藤社長のメッセージ
- ・年度別「人権費請求」推移表
- ・請求書の添え書きと請求書
- ・2回目,3回目の請求書
- ・内容証明郵便による督促状
- ・ポスター

<http://www.manboukikou.jp/html/topic.html>